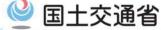
自動車運送事業における働き方改革について

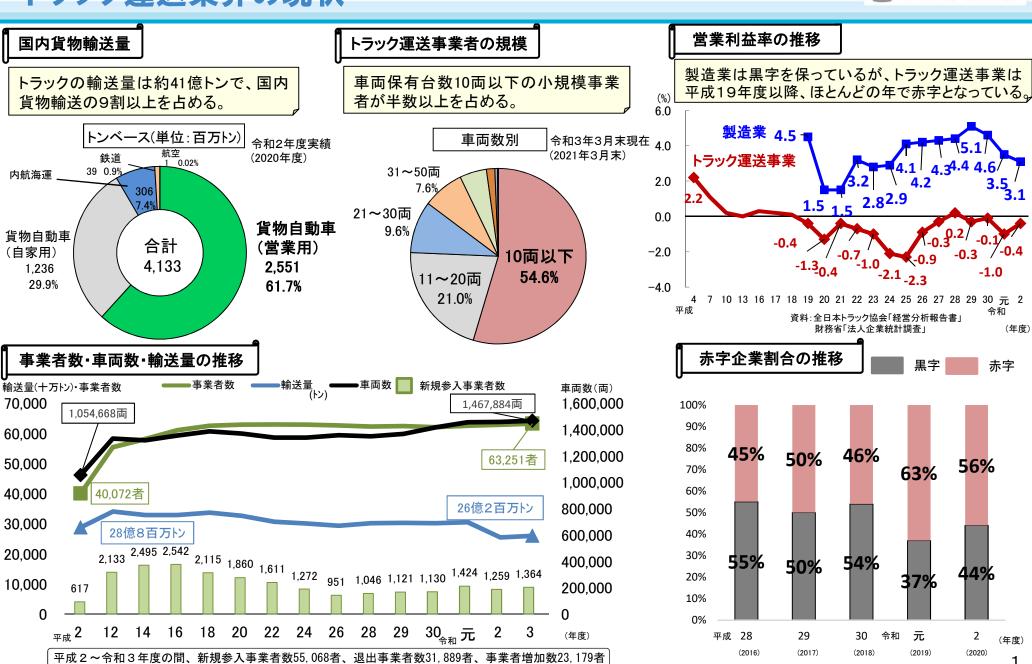
四国運輸局自動車交通部貨物課令和5年10月19日



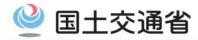
トラック運送業界の現状

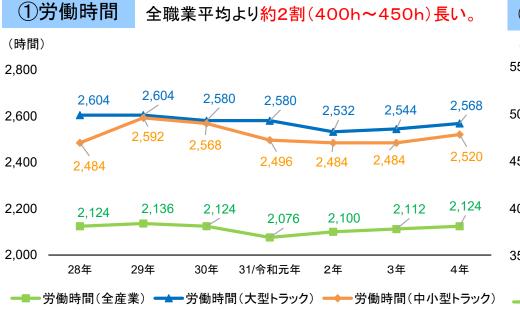


資料:全日本トラック協会「経営分析報告書」

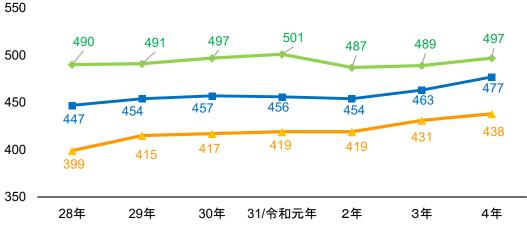


トラック運送事業の働き方をめぐる現状





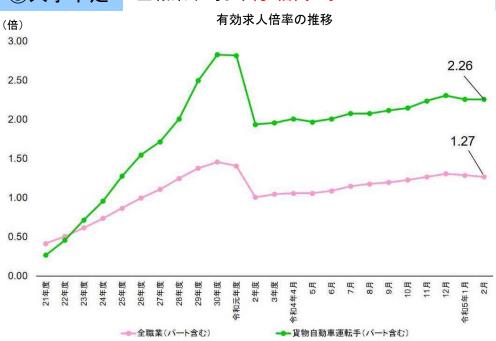
②年間賃金 全産業平均より5%~15%(20万~60万円)低い。 (万円) 50



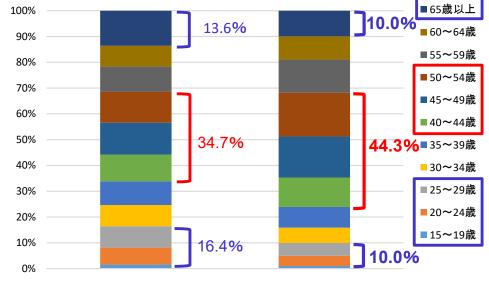
→ 年間所得額(全産業) ━━ 年間所得額(大型トラック) ━┷ 年間所得額(中小型トラック)

4年齢構成

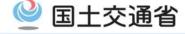
③人手不足 全職業平均より約2倍高い。





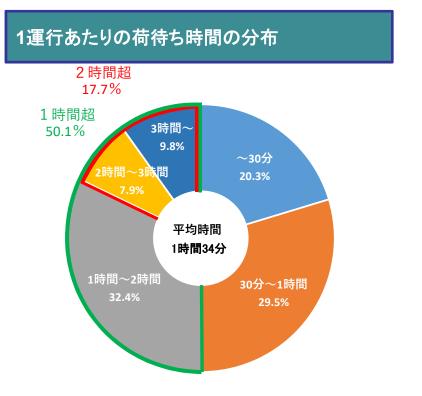


トラックドライバーの労働環境



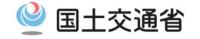
- ▶トラックドライバーの長時間労働の要因のひとつは、発着荷主の積卸し場所での長時間の荷待ち時間・荷役時間

1運行の平均拘束時間とその内訳 (荷待ち時間の有無別) 「荷待ち時間がある運行」(24%) 平均 拘束時間 0:24 6:43 **1:34** 1:29 1:58 12:26 (76%) 「荷待ち時間のない運行 10:38 0:22 6:56 1:29 1:38 ■点検等 ■運転 ■荷待 一荷役 ■附帯他 ■休憩



出典:トラック輸送状況の実態調査 (R2)

働き方改革関連法(改正労働基準法)の概要



働き方改革の目指すもの

- ○「働き方改革」は、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」 できるようにするための改革です。
- ○日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが必要です。
- ○働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

■2019/4~

義務

(時間外労働の上限規制の中小企業への適用は2020/4~)

■2023/4~

義務

時間外労働の上限規制

労働基準法制定以来初めて、罰則 付きの労働時間規制を導入します。

年次有給休暇の確実な取得

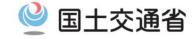
年10日以上年次有給休暇を付与する労働者に対して、年5日については使用者が時季を指定して取得させなければなりません。

月60時間超の時間外労働に対す る割増賃金率引上げ

中小企業の割増賃金率を引き上げ、 大企業・中小企業ともに50%と なります。

- ☆ 以下の事業・業務では、時間外 労働の上限規制について、<u>5年間</u>(※) <u>の適用猶予</u>が設けられている。 (※) 今和6年(2024年) 3月31日まで
 - ①建設事業
 - ②自動車運転の業務
 - ③医師
 - ④鹿児島・沖縄県における砂糖製 造業

自動車運送事業における労働時間規制の改正



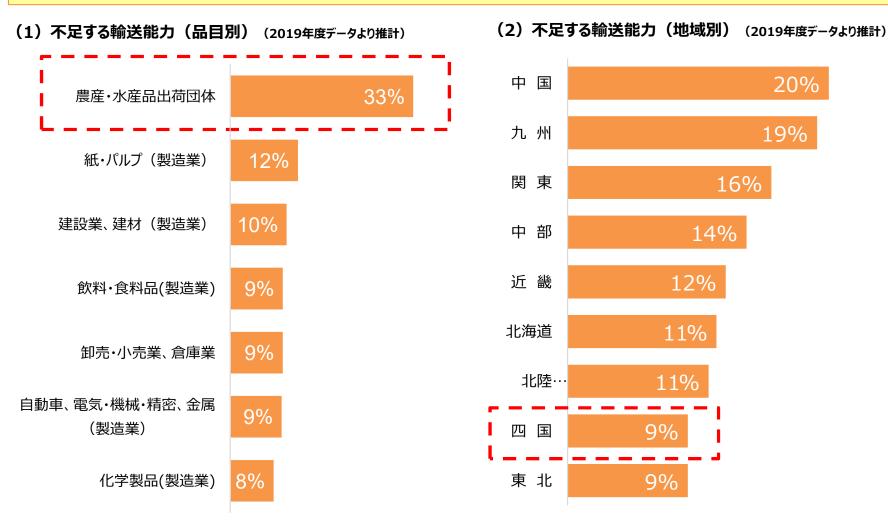
厚生労働大臣の「改善基準告示」と国土交通大臣の「勤務時間・乗務時間告示」の2つがある。



(津1)公権基準書では、「自和連連任権の開始時間での攻害のための予測」、中級元率外監督者で第7号)を (注2)本表は、全和4年原生労働のセルス387年による改立後の収益基準で表のほか、収益基連(全集4年設定)222第3号)の内容を含めて作成したもの。各約8年4月1日から適用さ

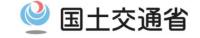
労働時間規制等による物流への影響

- 具体的な対応を行わなかった場合、**2024年度には輸送能力が約14%(4億トン相当)不足** する可能性。
- その後も対応を行わなかった場合、2030年度には輸送能力が約34%(9億トン相当)不足する可能性。



出典:持続可能な物流の実現に向けた検討会中間とりまとめ(2023年2月)より抜粋

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(議員立法)の概要(令和5年法律第62号)



改正の目的

【成立:令和5年6月14日、公布・施行:令和5年6月16日】

- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制(960時間)の適用を見据え、平成30年の議員立法における時限措置として、 「荷主対策の深度化」と「標準的な運賃」の制度を創設
- 一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、 荷待ち時間の削減や適正な運賃の収受等により労働条件を改善することが急務だが、担い手確保のための取組は道半ば
- 働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、両制度を継続的に運用することが必要

改正の概要

改正前

【時間外労働規制が適用される(令和6年3月)までの時限措置】

荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る国土交通大臣による荷主への働きかけや要請等を実施

違反原因行為を荷主がしている 疑いがあると認められる場合 荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善 されない場合

働きかけ



要請



勧告・公表

標準的な運賃

運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標としての「標準的な運賃」制度(令和2年4月告示)

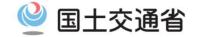
⇒セミナーや各種協議会等による周知・浸透



改正後

上記について「当分の間」の措置とする

荷主対策の深度化



貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国 交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。

違反原因行為を荷主がしている 疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしているこ とを疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善 されない場合

働きかけ



要 請



勧告・公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

荷主起因の違反原因行為の割合



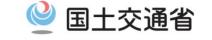
- ■長時間の荷待ち
- ■依頼になかった附帯業務
- ■運賃・料金の不当な据置き
- □過積載運行の要求
- ■無理な配送依頼
- ■拘束時間超過
- ■異常気象時の運行指示

「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要請	5
働きかけ	142

※令和5年8月31日現在 (令和元年7月からの累計)

貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」実施までの手順



違反原因行為 の情報を投稿





投 稿

- 荷主都合による長時 間の荷待ちで、拘束 時間が守れない
- ✓ 契約にない附帯作業 の強要 等

国土交通省 情報入手

情報提供窓口(目安箱) をHPに設置(24h運用)



- 投稿情報等を整理の 上、荷主に接触
 - ヒアリング準備
- 関係省庁と情報共有

貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」

疑いのある 荷主へ連絡

荷主の本社へ連絡



- 支店等への違反原因 行為の事実確認
- 国への報告書作成
- 社内調整 等



関係省庁も同席



- 働きかけ文書の手交
- 違反原因行為の事実確認
- 改善計画の作成、早急な 取組の実施を指示
- ✓ その後のFUを伝達



働きかけ文書

働きかけ文書発出 とともはヒアリ

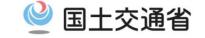


- 違反原因行為が事実の場合、早急の解消に向けた改善計画の作成・提出
- 改善計画には、違反原因行為の解消に必要な期間を設定(改善期間:概ね3か月程度)
- 取組の確実な実施を指示するとともに、進捗状況や改善効果等を定期的にヒアリングや提出データ等で 確認し、違反原因行為が解消されたことが確認できるまでフォローアップ
- 当該荷主が扱う貨物を所掌する関係省庁(経産省、農水省等)と連携してヒアリングを実施



これまでの実績(令和5年8月末までの累計):働きかけ⇒142件、要請⇒5件

トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化



- ▶ トラックドライバーは、労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が喫緊の課題。
- ▶ 働き方改革の一環として、2024年4月から**ドライバーに時間外労働の上限規制(年960時間)が適用**されるが、これによる**物流への** 影響が懸念(「2024年問題」)。
- > 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前 に、強力な対応が必要。
- ▶ このため、新たに「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに。

⇒ 令和5年7月21日、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置

※緊急増員80名(本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名)、既存定員との併任等82名(本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名

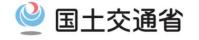
連携 連携 荷主所管省庁 関係省庁 (中介广、公取委、厚労省) (経産省、農水省等) 国十交诵省 (本省、地方運輸局・支局) トラック法に基 情報収集 荷主 づく是正措置 トラック事業者 元請トラック事業者

トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者へのプッシュ型の情報収集を開始し 情報収集力を強化(2023年度~)

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」 制度※の執行力を強化(2023年度~)

お困りごとがあれば、情報提供・ご相談を!



積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



恒常的に長い 荷待ち時間

過労運転防止義務 違反を招くおそれが あります。









無理な到着 時間の設定

最高速度違反を 招くおそれがありま す。

異常気象時 の運行指示

輸送安全確保義 務違反を招くおそ れがあります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- ・依頼(契約)にない附帯作業(貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 連賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の本社に対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 四国連输局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773

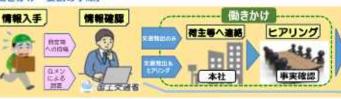
後島連續支局 輸送・監査部門 088-641-4811 香川運輸支局 企画輸光・輸送・監査部門 087-882-1357 愛媛連續支局 輸送・監査部門 089-956-1563 高知運輸支局 輸送・監査部門 088-866-7311



「トラック G メン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を 目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「ブッシュ型(積極的)情報収集」や、 違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者本社への「働きかけ」や「要請」等 を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけ・要請の手順】



【働きかけ後の改善事例】

依頼(契約)になかった開帯作業 (食品製造卸金社・真荷主等)

- **吹善策 -**作業範囲、連送料金、作業 耐帯料金をそれぞれ分けて契約

多締結



【要請後の改善事例】

長時間の脊持ち(製造業・発荷主) 働きかけ後の再発により要請実施

「入構時間の指定」「出荷口の 増設」「報送先付近の倉庫を『中 継地点」として活用」など)を実施



再発の場合

国土交通大臣

名の要請書発出

事実明確な

場合は即要請

目安箱(具体的イメージ)



トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への 投稿をお願いします。

改善計

画策定

フォロー

アップ

投稿いただきたい内容

○ご意見・事例の分類

・・・長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など

○ご意見・事例の具体的な内容

・・・いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか

○貨物の種類

・・・加工食品、日用品、機械・機械部品など

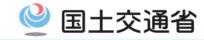
○発着荷主の業額

○投稿者の情報

・・・・会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など ※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を 選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

・商主等(側さかけ・豊請の対象)から保護提供元が 特定されないように配慮します。

「ホワイト物流」推進運動 ~ ホワイト物流推進運動の概要 ~



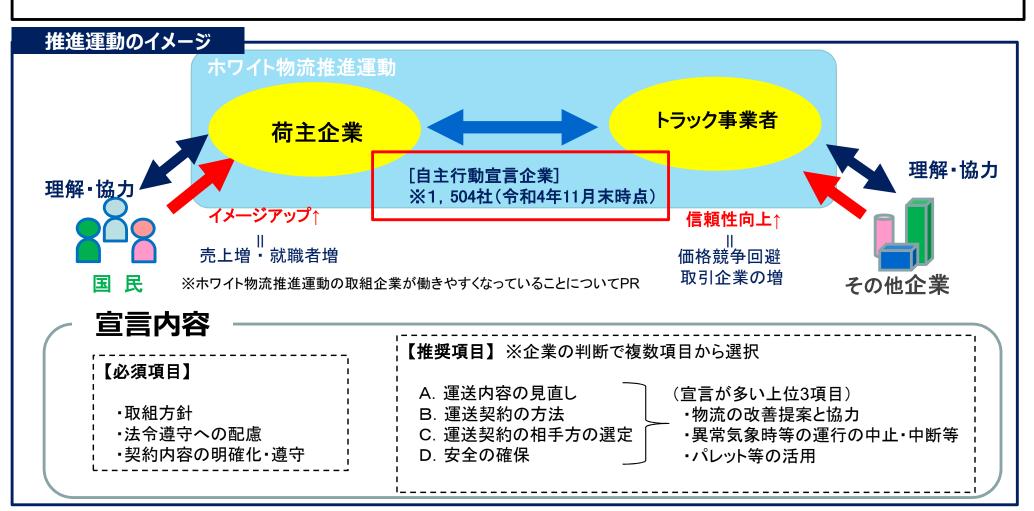
○ <u>国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保</u>するため、若者、女性、高齢者も含めた全ての人にとって魅力ある「よりホワイト」な職場づくりを行う取り組み。

※トラックドライバーのうち、10代・20代は約10%、65歳以上は約9%、女性は約3%

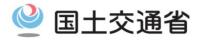
○ 荷主企業、トラック事業者など、関係者が連携して当該取り組みを強力に推進。

平成30年 5月30日

「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定



ホワイト物流推進運動における国土交通省の取り組み



「ホワイト物流」推進運動 ポータルサイト

賛同企業リスト、「ホワイト物流」推進運動 推奨項目などをご紹介 賛同企業数:1597社(2023年4月末時点)







ポータルサイト 新規コンテンツ 「集いの場」

賛同企業・団体同士の出会い・連携を支援する「集いの場」を8月開設

業界・業種にこだわらず賛同企業・団体の皆様が、自身の物流に関わる"困りごと"や"要望"などを、集いの場の掲示板に投稿し、その投稿を見て共感した他の賛同企業・団体様と連携に向けた意見交換ができるプラットフォームです。



「ホワイト物流」推進運動 Twitter アカウントを立上げ

賛同した事の「効果」・「感動」体験を、他社にShare(共有)& Spread(拡散) する仕掛けとして、「ホワイト物流」推進運動のTwitterアカウントを立上げ



「ホワイト物流」推進セミナー

■ セミナータイトル:「ホワイト物流」推進運動セミナー

~物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは~

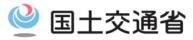
■ 対象者:主に、荷主企業 (業種/業界を特定せず、全産業を対象)

■ 開催形態: オンライン開催 (zoom)

■ セミナー実施時期:令和4年10月~令和5年3月まで 月1回[計6回]

セミナープログラム(予定)	主催者:国土交通省
1. 「ホワイト物流」推進運動の紹介	
2. 持続可能な物流に向けた働き方改革 ~時間外労働規制の見直しへ適切な対応を~	国土交通省
3. 物流DX事例の紹介 ~基盤整備の1つの形として、物流DX事例のご紹介~	富士通総研
4. 取組事例の発表 物流改革に取り組まれた事業者が、実施内容と成果・苦労族を発表。	講演企業詳細は 裏面をご覧ください

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要



(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)

- 評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取組を「見える化」。
- ▼ 求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取組を促すことで、より 働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。
- 認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、これまでの「一つ星」・「二つ星」に加えて令和5年度から新たに「三つ星」の申請を受け付ける。

1. 認証の審査要件

➤ A: 法令遵守等、B: 労働時間・休日、C: 心身の健康、

D:安心·安定、E:多様な人材の確保·育成、

F:自主性·先進性等

の6分野についての取組要件を満たしていること。

- ※ Fは「二つ星」・「三つ星」のみ。「一つ星」では参考点として点数化。
- ※「三つ星」においては、B、C、Eについて認証項目を追加。
- ▶ 「三つ星」においては、A~Fの認証項目に加え、 働きやすい職場実現のための方針、課題、目標、改善 に向けた行動計画、体制整備などの記載欄を設け、 事業者の改善に向けたPDCAが適切に回っているか についても審査。

4. スケジュール (予定)

トラック事業者

タクシー事業者

合 計

3. 認証事業者数

バス(貸切・乗合)事業者

▶「一つ星」新規・継続/「二つ星」新規

受付期間:令和5年7月18日~9月15日 認証事業者の公表:令和6年2月以降順次

2,613社(一つ星1,906社、二つ星 707社)

284社(一つ星 177社、二つ星 107社)

871社(一つ星 616社、二つ星 255社)

3.768社(一つ星2.699社、二つ星1.069社)

▶「三つ星」新規 受付期間:令和5年9月19日~10月16日

令和5年6月1日現在

認証事業者の公表:令和6年3月以降順次

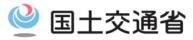
2. 申請方法

- ➤ 認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会(Class NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。
 - ※ 審査料: 55,000円*+3,300円×営業所数(本社除く) (*:インターネットによる電子申請の場合、33,000円に割引。 電子申請による「一つ星」の継続申請の場合、16,500円に割引。)
 - ※ 登録料: 66,000円+5,500円×営業所数(本社除く)
 - ※ 料金は全て税込。
 - ※「三つ星」の審査料・登録料については、後日日本海事協会より公表。

5. 認証取得によるインセンティブ

- ▶ 厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。
- 令和4年度第2次補正予算による補助金における認証事業者の優遇等 も実施。また、「二つ星」・「三つ星」の認証事業者のうち対面での審査を 行った営業所については、長期間、監査を実施していないことを端緒と した監査の対象から除外することができる規定の整備も実施予定。 14

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要



(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)



安心を見せる! 人が集まる!

認証があるなら安心! ドライバーの仕事、 やってみようかな。



職場環境は心配なさそう。 だから、私も チャレンジできるかも!



働き方改革や職場環境改善の取り組みを "見える化"して業界に人材を呼び込もう

国土交通省・関係団体からのメッセージ



国土交通省 **BB東馬展 堀内 丈太郎 E**

白朝中運送業界は、長時間労働や低賞全などを要因とした。 人子不足が続いております。運転者を確保・賞成していく ためには、労働条件や労働環境改善のための取り組みが重要であると考えて おります。「働きやすい機構設証制度」は、各事業者によるこれらの致り組み Φ「母える作」することで、攻撃者のイメージを変き切り、ドライバーへの保護を 貸すことを目的として、国土交通省にて制設した制度です。本制度を多くの事業者 の方に収得いただくことで、自動筆運送電声の人子不足覚疑を解説していきたい と考えております。国土交適省としても、制度の書及・広報やインセンティブの 天実など、本制度がよりよいものとなるよう、装板的に取り組んで多いります。



期間

公益社団法人日本バス協会 20年6 石指 雅啓氏

新型コロナウイルスや経済価格高級によりバス事業は厳しい 秋田仁寿郎していますが、行動検禁・入園機関も依々に確認 され斬るい話しが見えつつあります。バスは地域性疾の生活を支えを交通インフラ として大きな役割を果たしています。働き方改革や改善基準告択の改正により 運転者の特遇改量が進められており、バス集界として興業に取り組んでいます。 「働きやすい機場処理制理」は、事業者がドライバーが安全課題にほ力できるよう 労働環境の改善に努めていることを広く示すものです。党職者がバス事業者を 就議先として選ぶ際に参考にできるもので、バス実界の発生である運転者不足 解消の切り札になるものと期待しております。

2023年度 二つ単 新規・超級 二つ単 新規

2023年7月18日~2023年9月15日



公益社団法人 全日本トラック協会 副音長 班雷达爾·特勒化黎與音樂與斯 庄子 清一 氏

2024年4月の残業時間上開提制の導入がいよいよ論って きております。いうまでもなく、トラック事業の距続には、 業賃引上げによる収益確保と担い手であるドライバー確保が不可欠です。その ためには、労働環境・労働条件を改善し、トラックドライバーの政策としての 魅力度を忘めていく必要があり、さんに こうした改革に結婚的に問り組入でいる 事業者であることも業界内外に「見える化」することが大変重要です。トラック 業界に優男な人材を呼び込む契機として、この他をやすい概念部派制度を積積



一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 Bles 武居 利春氏

質型コロナウィルス成次度の影響に加えて、日タク・ライド シェア問題、郎科高展問題など、タクシー業界を取り 無く環境は依然として厳しいですが、今後もタクシー業界が国民生活を支える 地域公共交通機関として、また軽力ある産業として生き残るためには、タウシー 利用者の利便性の向上を図るとともに、生産性の向上を図っていく必要があり ます。さらに、君名や女性の発務員の確保と書成を進めることも重要です。その 実現には、事業者自らが働き方改革を進めることが大切であり、そうした努力を している事業者であることを、職を求める人に「気せる」ためにも、ぜひ、俺き やすい韓地区証制度を活用していただきたいと思います。



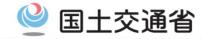
2023年度: 三つ屋 野規

2023年9月19日~2023年10月16日

— 審査料がおトクな電子申請を是非ご利用ください! ——



トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集について



- 〇トラック運送業は、我が国の経済・国民生活を支える重要な産業である一方、近年、ドライバー不足が深刻化。
- 将来の担い手を確保するため、トラック運送業における<u>効果的な理解促進・魅力発信、人材確保・育成</u>等に向けた基礎 調査を実施し、結果を踏まえたパンフレット・好事例集を公表。

理解促進・魅力発信に向けたパンフレット (知っていますか?物流とトラックドライバーの話)

<u>中学生・高校生・保護者・高校教員・一般</u>向けに、<u>トラック運送業・</u>トラックドライバーに対する理解・イメージ・魅力等について調査。

調査結果を踏まえ、対象者ごとに編集方針を検討。

(例)中学生 → トラック業界に対する興味を促進する。

高校生 → 就職先の候補として関心を高める。

保護者 → 就職先としての理解を深めてもらう。

高校教員 → 就職を希望する学生へ<u>薦める業界の一つ</u>として 認識してもらう。

一般 → 転職する際の業界の候補の一つとして認識してもらう。



それぞれ中学生・高校生・保護者・高校教員・一般向けに、物流の役割やトラックドライバーの<u>魅力、業務内容</u>等について紹介。

【主な内容】

- 〇 物流・トラック運送業の役割
- ○トラックドライバーの業務内容
- キャリアアップのイメージ
- 〇 安全に配慮した労働環境 等

人材確保・育成等に向けた好事例集 (トラックドライバーの採用・定着に向けた取組事例・ポイントを紹介します)

<u>運送事業者や専門家等へのアンケート・ヒアリングを通じ、人材確保・育成</u>や、<u>取引環境改善</u>に向けた取組等について調査。

以下の観点から調査・分析を実施。

- ・女性、若者、高齢者などの<u>多様な人材の採用</u>に関して、働き手は何を重視し、事業者はどのような効果的な取組を実施しているか。
- ・ドライバーの定着率の向上に向けて、どのような取組が有効か。
- ・提案力を有する人材の育成を見据え、取引環境改善に向けた 荷主との交渉を行うには、どのような点に留意すべきか。



事業者における人材確保・定着に向けた 好事例・ポイントや、荷主との交渉に おけるポイントなどを紹介。

【主な内容】

- 運送事業者の好事例の紹介
- <u>採用</u>に向けたポイント (柔軟な勤務制度、キャリアパスの提示等)
- <u>人材定着</u>に向けたポイント (研修制度の充実、コミュニケーションの徹底等)
- 取引環境改善のためのポイント (「乗務記録」の活用、原価計算の実施等)

坐 国土交通省

女性・若年層の活躍に向けた取組み(国土交通省1)

女性トラックドライバー(愛称:トラガール)の活躍を社会に広く発信する「トラガール促進プロジェクト(ウェブサイト)」を通じて、トラガールや経営者に対する有益な情報を発信。トラガールサイトは平成26年に作成し、令和4年に全面リニューアルを実施。



主なコンテンツ例

現役トラガールインタビュー

- 経歴や経験年数、現在の業務内容などが異なる様々な現役トラガール10名に対するインテビュー記事を掲載
- トラガールになったきっかけや、思うことなど 現役トラガールならではの声をご紹介





トラガール活躍中の会社経営者インタビュー

- 多くのトラガールが活躍している会社の経営層 に対するインタビュー記事を掲載
- 女性の活躍を進めるにあたっての工夫や気づき 等、これから女性の更なる活躍を目指す会社に とって有益な情報をご紹介





トラガール活躍場面の紹介

- 運転免許の種類に応じた積載物や配送先など主な 配送シーンを紹介
- 自身のキャリアアップのイメージにつなげる



求人情報の紹介

- 全日本トラック協会が提供するドライバー求人情報のウェブページと連携
- トラガールサイトの閲覧者に対して、採用に積極的なインタビュー掲載企業の求人情報まで一気通 電にたどり着ける情報を整備



サイトURL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/tragirl/

🥝 国土交通省

女性・若年層の活躍に向けた取組み(国土交通省②)

- 主に若年層を対象に、気軽に楽しみながらトラック業界の魅力を知ってもらうことを目的として、未来に向かって走るシゴト(トラック業界)の魅力発見サイト「WHAT is HaKoBu」を令和5年6月に開設
- ・ 本サイトは、<u>街中にある身近な「HaKoBu」仕事の工夫や裏側を知る「HaKoBu」の舞台裏や、「HaKoBu」仕事に携わる人の就労観やプロの想いを伝える「HaKoBu」の達人、各企業から次世代に向けてトラック業界の魅力をアピールするあなたへの未来メッセージボックスなどのコンテンツで構成。また、同サイト内では、物流をテーマにした高校向けキャリア教育プログラムを無償提供</u>
- 特に就業前の若者に、知っているようで知らない社会における「HaKoBu」の役割を発見し、トラック業界の魅力を感じてもらうことで、トラックドライバー等を将来の職業の選択肢の一つとして認識してもらうための情報サイト

※本サイト内では、生活に欠かすことができない「物流」を「HaKoBu」と表現

コンテンツ紹介

「WHAT is HaKoBu」サイトURL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/hakobu/

HaKoBuの舞台裏

▶ 街中にある身近な「モノ」(例:コンビニ弁当、ATMのお金など)が、どのように運ばれているのか、その舞台裏を知るマップ。マップ上のアイコンを選択すると、詳しい情報がポップアップ。「HaKoBu」仕事の工夫や努力について紹介

※キャリア教育 プログラムと併用

HaKoBuの達人

 宅配便ドライバー、運行管理者など「HaKoBu」仕事に 携わる人の就労観やプロの想いを伝える「HaKoBu」の 達人。気になる達人を選ぶと、詳しいエピソードが出現。 「なるほど!知らなかった!すごい!」となる達人の技術、働き方、仕事への想いについて紹介

> ※キャリア教育 プログラムと併用



あなたへの未来メッセージボックス

- ▶ 各企業から次世代に向けて「未来・社会をつくる」企業姿勢でトラック業界の魅力をアピールするメッセージボックスを掲載。気になるメッセージボックスを選ぶと、各企業の採用情報等のウェブページに移動
- ▶ 全日本トラック協会が提供するドライバー求人情報のウェブページとも連携

HaKoBuから考える「わたしの未来」

高校のキャリア教育で活用可能な物流をテーマにしたキャリア教育プログラムを無償提供。「HaKoBu」のサイトコンテンツと併用することで、すぐに授業実施が可能

※キャリア教育とは:一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる 能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと



